

# 投票に行こう！ 4月18日(日)は、

## 市長選挙・市議会議員選挙です



袋井市長と袋井市議会議員の選挙が4月18日に行われます。

市内26の投票所で午前7時から午後8時まで投票できます。

私たちの代表者を選ぶ大切な選挙です。

大切な一票を無駄にすることのないよう、必ず投票に出かけましょう。

市選挙管理委員会 TEL 44-3100

### 投票される皆さんへのお願い

#### (新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止対策)

- マスクを着用の上、投票前・投票後の手指消毒や手洗い、咳エチケットをお願いします。
- 感染拡大防止対策として、鉛筆またはシャープペンシルを持参できます。  
※投票用紙の素材の性質上、ボールペンは使用できません。  
※投票所でも筆記用具は用意しています。
- 投票所内が混み合っている場合は、混雑解消のためにお待ちいただくことがあります。
- 投票日当日の混雑緩和のため、期日前投票を積極的にご利用ください。
- 投票日当日に投票される方は、混雑する時間帯(主に午前中)を避けるなど、投票所での「密」の回避に協力をお願いします。

#### 投票できる方

▼18歳以上(平成15年4月19日以前生まれ)の方

▼令和3年4月10日(土)現在、3か月以上袋井市の住民基本台帳に登録され(令和3年1月10日(日)以前に届け出)、引き続き市内に住んでいる方

※市内転居した方で、以前住んでいた住所に該当する投票所が入場券に記載されている方は、記載された投票所で投票してください。

※今年1月11日以降に袋井市へ転入の届け出をした方は、今回の選挙は投票できません。

#### 期日前投票

期間 4月12日(月)～4月17日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時

投票場所 市役所1階・市民ロビー

または、浅羽支所1階・ロビー

(いずれの場所でも投票できます)

**持ち物** 入場券(届いている場合)、鉛筆またはシャープペンシル(持参したい方)

※投票日当日に近づくと混雑します。特に最終日は非常に混み合いますので、期日前投票をされる方は、早めにお済ませください。

※投票場所では袋井市役所のほうが、投票時間では午前中のほうが混雑する傾向にあるため、浅羽支所や午後からの期日前投票をお勧めします。

#### 不在者投票

▼選挙期間中に、出張や旅行などで袋井市以外に滞在しているなど、期日前投票や投票日当日の投票が困難な方は、不在者投票ができます。

▼不在者投票は郵送でのやり取りがあり、日数を要しますので、希望する方は早急に市選挙管理委員会に問い合わせの上、手続きをお願いします。

▼不在者投票施設に指定されている次の病院や施設に入院・入所している方は、その施設内で投票できますので、施設の管理者等にお申し出ください。

- 病院：聖隷袋井市民病院、袋井みつかわ病院
- 養護老人ホーム：可睡寮
- 特別養護老人ホーム：明和苑、萩の花、ディアコニア、萬松の里、紫雲の園、袋井ゆうあいの里

## 投票所・投票場所をお間違えなく

投票の際は、入場券を確認の上、間違えのないようお越しください。

### 第8投票区投票所の変更

第8投票区(下久能・天神町・由町・泉町・葵町・旭町)の投票所は、令和元年7月執行の参議院議員通常選挙から、「天神町コミュニティセンター」に変更しています。

### 第17投票区投票場所の変更

第17投票区(下山梨上・下山梨下・平宇・春岡(下川原)・可睡の杜南・可睡の杜北)は、3密を避けるため、周南中学校の「特別教室棟」から「体育館」に投票場所を変更します。

## 開票の参観ができます(要申し込み)

選挙人名簿に登録されている方は、開票を参観できます。



日時 4月18日(日)午後9時～  
 場所 市役所東分庁舎「コスモス館」1階  
 申込受付時間 午後8時～8時15分  
 申込受付会場 市役所3階・302会議室  
 ※参観希望者多数の場合は、午後8時20分頃から受付会場で抽選を行います。

### 参観される方へのお願い

- ◆発熱や風邪の症状がある方は、参観を控えてください。
- ◆開票所内ではマスクを着用し、他の参観者の方と十分な距離をとってください。
- ◆咳エチケットや帰宅後の手洗いの徹底をお願いします。

## 投票や開票状況のお知らせ

投票・開票の状況は、市ホームページでお知らせします。

投票状況 4月18日(日)午前9時30分頃から1～3時間ごとに掲載(更新)



開票状況 4月18日(日)午後10時頃から30分ごとに掲載(更新)

※右のQRコードまたは、市ホームページのバナーからアクセス。



## 投票所や開票所においても感染拡大防止対策を徹底します

### 投票所での感染拡大防止対策

- 手指消毒液を設置し、事務従事者および立会人のマスクの着用を徹底します。
- 記載台などを定期的に消毒し、投票所の換気を定期的に行います。
- 投票所内に飛沫感染防止シート等を設置するとともに、記載台で密接にならないよう、間隔を空けて投票用紙に記入できるようにします。

### 開票所での感染拡大防止対策

- 事務従事者や立会人はマスクを着用し、開票作業は手袋やフェイスガードを付けて行います。
- 開票所の出入口に手指消毒液を設置するとともに、開票所に入る前および開票作業終了後は手洗いを徹底します。
- 事務従事者は間隔を空けて作業し、参観人には密集しないよう注意を呼びかけます。